

## 別紙添付④

NO 1

### 御堂筋フロントタワー 外装K Oパネル改善工事を検証する

- 1 K Oパネルの改善工事とは、面積約4500㎡あるK Oパネルの裏面全体にマキベエを貼り廻らす工事のことである。ところがこの工事を行う為には、内側にある内葬壁を全て撤去しないと工事が行えない。そしてマキベエが貼り終わると今度は又、新たにこの内葬壁（軽鉄下地を組み、石膏ボードを貼り、塗装を施す）を再現しなければならない。20階建て高層ビルの内葬壁全体を撤去し、新たに再現する為にはとてつもない費用が掛かるのである。この改善工事とは前代未聞の馬鹿げた工事のことである。
- 2 改善工事を完全に終了したと三菱地所は工事責任者として虚偽の報告をしており、真実は大部分不可能である。詳しく反論する。改善工事を行う箇所によって、それぞれ違った工事の方法もあろうかと思われる。その箇所とは以下の9箇所である。
  - A 事務室部分
  - B 階段室（2箇所）
  - C 女子便所
  - D 男子便所 SK室
  - E DS、湯沸室、物入
  - F エレベーターシャフト
  - G 階段附室、他
  - H EPS室、他
- 3 改善工事が行われた各箇所について考察する。
  - A 事務室部分  
改善工事を行う為の作業スペースは十分にあって、内装材の解体工事の廃棄処理材（石膏ボード、軽鉄下地材、システム天井材等）の置場も十分確保出来る。又改善工事用材料（マキベエ等）の太い大きな巻物を広げたりするスペースとしても十分である。
  - B 階段室  
階段室は床が無い様なもの、足場を組まなければならない。内装材の解体など不可能だ。幸いに外装材と内装材の間にスペースがあるので、人が入り動けるスペースはある。しかし鉄骨の梁のすぐ横は床も無く、足を踏み外すと転落する。こんな狭くて暗くて危険な場所で大きなマキベエを搬入し、広げ貼り回らすと言う作業が果たして出来るのか、作業は壁面だけではない、縦目地、横目地、鉄骨下地の貼り合わせも必要だ。又人と材料搬入の為に階段室の壁に大きな穴を開けなければならない。その解体工事、補修工事も必要である。
  - C 女子便所

女子便所の奥の壁を解体して、材料を搬入、ここも二重壁の間での暗くて狭い場での作業となる。階段室のもう一面のKOパネル（東面）はここからの作業となる。

D 男子便所 SK室

E DS、湯沸室、物入

男子便所の、洗面器や小便器のセットされた壁面を撤去解体するなんて金の掛かる馬鹿げた事はやりたく無い。ここでも外装材と内装材の間のスペースがあることは有るが、その巾が約60cmと狭く、しかも奥行きが6メートルもある。人は通れるが、Bで述べた様な作業がここで出来るとは、想像すらできない。無理やり職人にやらせてもまともな仕事が出来るとは思えないのである。又人、及び材料搬入の通路確保の為に廊下に面した壁面の解体工事、補修工事は当然必要である。

F エレベーターシャフト

エレベーターシャフト部分のKOパネルには、何処からも行けない。どうするのか、エレベーターの天蓋をその階の床のレベルに合わせて停止させ、乗り場の扉を開状態にし、天蓋を作業床として利用するしかない、仮の手摺は付けるにしても、揺れるエレベーターの上で、人と材料搬入の為に、シャフト奥の壁を解体するという離れ技をやらなければならない。こう言う作業は、労働基準法等の規制に引っかかるのではないかと思われる。1階から21階まで、この様にエレベーターを停止させ、作業床を組み立てて、解体の廃材をシャフトに落下させない様に、気を使いながら、又揺れる床の上で大きなマキベエを搬入するのである。そして二重壁の中での危険な作業はBの階段室で述べたと同じである。

#### 4 その他の施工困難な場所について

KOパネルと同様、建物の外周に位置する鉄骨柱に角柱と丸柱があり、この柱が建物のコーナーに位置すると隅柱と呼ばれる。中央にある丸柱部分のマキベエの貼付け工事は、10センチ程のすき間しか無く、無理やり詰め込むと言う様な仕事しか出来ない。更に5本ある隅柱と、1本の角柱についてはマキベエを貼付けると言う工事は完全に出来ない。外部からKOパネルを取外さない限りマキベエは絶対貼れない。KOパネルを取外す事も簡単な事ではないが、仮にそうして貼ったとしても、今度は目地部分の施工はこれ又完全に不可能である。

#### 5 改善工事の考察から言える事

KOパネルの内側側面にマキベエを貼り廻らすと言う今回の改善工事が、如何に大変な工事であるかと言う事が良く解った。事務室部分は金と時間を掛ければ馬鹿々しいこと甚だしいが、工事は可能である。しかしそれは全体の23%に過ぎず、残りの77%は上記考察の様に、工事は不可能に近い。例えやっつけ仕事でごまかしても、

柱部分は上記で述べた様に、完全に施工不可能であり、この改善工事は法的検査に絶対合格できないのである。改善工事の施工計画はこうした内容の計画であったのである。

#### 6 改善工事の行程表について

マキベエの施工期間が、1階から21階まで全ての工事完了期間が9日間である。その内容を詳しく見てみると、1日に6階分を同時に施工する工程となっている。上記で述べた様に、施工個所は1フロアで9ヶ所に分かれている。

$$8時間(一日) \times 60分 = 480分$$

$$9ヶ所 \times 6フロア = 54ヶ所$$

$$480分 \div 54ヶ所 = 8.9分$$

マキベエを全面に貼付ける大変な工事が、一ヶ所当たり8.9分で出来るらしい。鹿島建設なら毎日3組の施工班を組んでやらせるとしても、一ヶ所当たりの施工時間は26.7分である。一ヶ所30分で施工出来るなど、何をかいわんやである。(工事には、目地部の貼付け工事とパネル全面貼付け工事の2回あるが、上記施工時間は、そのどちらか1回分の工事である)

#### 7 改善工事の品質管理について

改善工事の品質管理は、関係者の厳格な検査体制に係っている。

施工計画書には、ニチアスの自社検査、鹿島建設の社内検査、三菱地所設計の確検査、等詳しく記載されている。ここでは監理者検査について見てみる。

一日当たり実際に現場で行われる検査回数は、上記行程表の通り工事を準に追って行き、上記に同じく54ヶ所を一日中検査をするのである。それが9日間続くのである。QC工程図によると、鹿島建設は各工程での立会いが必要なので、監理者検査の約5倍、ニチアスは約6倍、の検査を行うとなっている。

#### 8 工程表に内装壁の解体工事が見当たらない不思議。

詳しく計画された工程表である筈なのに、相当大きなウエートを占める解体工事の工程が見当たらないのである。工程表に、先行施工と書かれた個所があるのでこれが解体工事かと思われたが、それは本格施工に先立ち、施工状況や完了状態を監理者とともに確認を行う為のものと明記している。それでは明らかに解体工事を無視した工程表であって、常識的に有り得ない。解体工事の廃棄処理材等のビル外への搬出計画等は一体どうなっていたのか、又、マキベエを貼り終えた後、原形復旧の為の大きな工事があるが、一切原形復旧工事はしないのである。不思議な事だらけである。

改善工事の内容を決めた、耐火試験の立案、立会いの担当者、改善工事の計画担当者、施工者達は、本当にこの工事が出来ると信じて、技術的良心を持って行ったのだろうか。

三菱地所・三菱地所設計・鹿島建設は、自らこの改善計画は実行出来ないと認めているのである。この様な改善計画の報告（第12条第5項）を大阪市建築技術部は実行不可能と知りながら、2015年12月7日大阪市会決算委員会で、監察課長は確認したと公言している。益々底の知れぬ怪事件である。

